

# 高知くらしの護身術

453

## 商品送りつけ商法

### 受け取る必要なし

(2018年1月16日掲載原稿)

あたかも商品購入の申し込みを受けていたかのように消費者を誤認させ、商品を購入させる悪質な商法が、高齢者をターゲットに増加しています。

【事例1】知らない事業者から、電話で「注文を受けた商品ができたので代引き配達で送る」と言われた。「頼んでいない」と言うと「忘れたのか。今からキャンセルはできない」と威圧的な口調で言われた。後日、代引きで商品が届いた。

電話で「商品を送る」などと言われても、注文した覚えがなければきっぱりと断りましょう。それでも商品が届いた場合、代金の支払義務も、商品を受け取る必要もありません。配送伝票にある業者名や住所、連絡先を控えた後、配送業者に受け取り拒否する旨を伝え、商品を引き取ってもらいましょう。

なお、受け取り拒否をしたものの不安な場合、事業者の勧誘を断り切れずに、あるいは記憶に自信がなく購入を承諾してしまった場合、勧誘時の記憶が曖昧な場合は、特定商取引法で定める電話勧誘販売による契約と考えて、契約書面を受け取った日から8日以内にクーリング・オフをするとよいでしょう。

【事例2】突然、皇室写真集が送られてきた。慈善団体名で「趣旨に賛同し、気に入ったら5千円を振り込んでください」と書いてあるが支払うべきか。

支払う必要はありません。事業者が勝手に商品を送り付ける商法は「ネガティブ・オプション」ともいわれ、特定商取引法で規制されています。商品を受け取った日から14日間、または事業者に引き取りを要求した日から7日間保管し、その期間内に事業者が引き取らなければ、消費者は自由に処分することができます。

トラブルに遭っていると感じたら、支払う前に消費生活センターにご相談ください。